

一般社団法人プロジェクトマネジメント学会誌等投稿マニュアル

| | | |
|-------------|-------------|----------------------------|
| 種 作 議 | 類 成 決 | マニュアル 論文審査・編集委員会 理事会 |
| 制定年月日 | 1999年5月15日 | |
| 改定年月日 | 2021年9月6日 | |

1. 著作権

一般社団法人プロジェクトマネジメント学会（以下、本学会）の学会誌及びニュースレターに投稿された論文又は記事等の著作権の扱いは本学会の「著作権管理マニュアル」及び「剽窃等の対応に関する覚え書き」に従い、投稿を行う者（共著者を含む）はこれらの規定に記載する全ての事項を理解の上、承諾したものとする。

2. 論文及び記事

2.1 本学会誌及びニュースレターには、次の 2.2 及び 2.3 に定める論文及び記事等を掲載する。ただし、本学会の定款第 3 条の定めに適うものを除き、特定の個人や団体の利益に帰すると思われる記述のある論文や記事等の掲載は行わない。その決定は本学会の論文審査・編集委員会又は理事会が行い、理事会の決定が全てに優先する。

2.2 論文は次の 5 つの分類の何れかであり、プロジェクトマネジメントの全体又は各分野に関係する主張が独自性、正確性、完結性を伴って示されていることが求められる。ただし、有用性の有無は問わない：

- a) 研究論文 高い独自性を持つ理論又は方法等の主張が認められるもの、
- b) 報告論文 プロジェクトの実施例等と言った著者の経験が具体的に示され、これを元にした再現性又は独自性のある方式や経験則等（新しい知見の共有に資すると考えられる有用性の高いデータの公開を含む）の主張が認められるもの、
- c) 総説論文 先行研究等の総括が示され、将来展望を切り拓くことに資する独自性のある主張が認められるもの、
- d) Selected Paper 本学会が主催する ProMAC 又は研究発表大会等の予稿集に採録された論文のうち、著者の希望又は委員会の推薦があった論文に対して a)、b) 又は c) の観点から通常の審査の過程を経て採録されるもの、
- e) 研究ノート a)、b) 又は d) に分類されるが、必ずしも十分な完結性が示されていないもの又は高い速報性があると認められるもの。

※研究ノートの内、d) に分類されるものは「Selected Paper(Research Note)」のように標記し、e) と区別をする。

※研究ノート（「Selected Paper(Research Note)」を含む）は、完結性を備えた後に、改めて他の分類の論文として投稿できる。

2.3 記事は、2.1 に定めるもので 2.2 に相当しないものにも、「解説」、「資料」、「提言」、「展望」、「文献紹介」、「書籍紹介」、「会告」、「委員会報告」、「研究会報告」、「トピックス」等の見出しを付して掲載する。個々の記事等に付す見出しは、論文審査・編集委員会が定める。

2.4 原稿の分量

- 1) 原稿の分量は、研究論文、報告論文、総説論文、Selected Paper は 6 ページ以上 10 ページ以下、研究ノートは 4 ページ以上 6 ページ以下、記事等にあっては 6 ページ以下とする。
- 2) 1) に定める分量を超える場合には、著者に起因する都合か論文審査・編集委員会の指示によるものであるかを問わず、第 4 条に定める課金を行う。ただし、著者に起因する都合である場合には、論文審査・編集委員会の許可を必要とする。

2.5 論文および記事の掲載は以下の手順によるものとする。

- 1) 論文は、論文審査・編集委員会が指名した 2 名以上の審査員による独立した審査結果をもとに、論文審査・編集委員会（論文審査担当）が採否の決定を行う。なお、論文の採否決定を行う手順については、別に定める本学会の「論文審査マニュアル」及び同「論文審査マニュアル 付属文書 1」に従うものとする。
 - 2) 記事は、論文審査・編集委員会（編集担当）委員による校閲を経た後、論文審査・編集委員会（編集担当）が採否の決定を行う。
- 2.6 論文の審査方針を、本学会の「論文審査マニュアル」及び同「論文審査マニュアル 付属文書 2」に示す。
- 2.7 何らかの方法で予め公開された著作物で、新たなオリジナリティの存在が論文審査・編集委員会によって確認できないもの又は他の刊行物等で審査中又は掲載待ちの状態にあるものは投稿できない。ただし、ProMAC を除く研究発表大会の予稿集等の審査を伴わずに掲載されたものを纏め直す等し、その出典等を明示した上で、これを投稿することを妨げない。本項の扱いについては、本学会の「著作権管理マニュアル」及び「剽窃等の対応に関する覚え履き」の定めが全てに優先する。
- 2.8 著者の資格
- 1) 2.2 項 d) に関し、ProMAC の予稿集に掲載された論文を除くその他の論文の著者は、本学会の正会員及び学生会員に限る。ただし、第一著者以外の者に関しては、非会員であることを許す。
 - 2) 1) の定めに関わらず、著者に除名者を含めることはできない。
 - 3) 掲載が完了する以前に第一著者が退会、除名又は会費未納の状態になった場合又は共著者のいずれかが除名となった場合には、審査を中止するか又は掲載を見合わせる。

3. 論文及び記事の投稿

- 1) 別途定める本学会の「学会誌執筆マニュアル」に従い作成すること。
- 2) 原稿は必要事項を記載した投稿申込書（本学会指定書式、PDF）、著作権譲渡承諾書（本学会指定書式、PDF）とともに、次のアドレス宛に E-mail により投稿すること。

送付先アドレス： submit-paper@spm.or.jp

- 3) ファイル名は、「著者の名前+投稿申込書」、「著者の名前+原稿」、そして「著者の名前+著作権譲渡承諾書」とすること。

例) PM 太郎さんの場合のファイル名：

PM 太郎投稿申込書 PM 太郎原稿 PM 太郎著作権譲渡承諾書

- 4) 論文審査・編集委員会から修正等の指示が通知された場合には、修正等に関する指示が記載された通知の発信日付より 1 ヶ月以内に、修正箇所及び修正の意図を明確にする別添文書と共に修正済み原稿を再提出するか、修正等の指示が適当ではないと考える理由を文書化したものを提出しなければならない。期日を超えても回答が無い場合には、審査又は校閲を打ち切り、不採録を確定する。

4. 論文と記事に対する課金

- 1) 研究論文、報告論文、総説論文、Selected Paper 及び研究ノートは、掲載時の状態を基準に 2.4 項に定めるページ数を超えた原稿に対し、1 ページ毎に 1 万円を掲載料として科す。なお、ページ内における超過部分が 1 ページ未満であった場合にもこれを 1 ページとして積算する。
- 2) 1) を除く論文と記事に掲載料を科さない。
- 3) 論文と記事には原稿料等の支払を行わない。

- 4) 招待論文及び招待記事等の論文審査・編集委員会による依頼によって掲載する論文及び記事に関しては、その超過ページ数に対して課金を行わない。

附則

1999年5月15日制定（菅野文友編集委員長）

2001年4月26日改定（榎本眞三編集委員長）

2008年2月13日改定（横山眞一郎論文審査・編集委員会委員長）

2016年12月19日改定（横山眞一郎論文審査・編集委員会委員長）

2021年9月6日改定（横山眞一郎論文審査・編集委員会委員長）

※理事会の定めにより和暦表記を西暦表記に改めた